明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四）　一
〔**府令・省令**〕
○投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**一）　三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**二）　三
〔**省　令**〕
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**六）　四
〔**規　則**〕
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**四）　三七
〔**告　示**〕
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（**文部科学**五）　五
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（**同**六）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三五）　六三
○自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示（**国土交通**五五）　六三
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一〇）　七四
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**一）　七六
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　一二六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一二六
会社その他
会社決算公告　一二六

府令

○内閣府令第四号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年二月六日　内閣総理大臣　安倍　晋三